

退職後の健康保険のご案内

在職時の保険証が使用できるのは退職日までです。
退職後、ご本人様で新たな健康保険への加入手続きが必要です。

1

退職後の健康保険にはどのようなものがありますか？

協会けんぽの任意継続

国民健康保険

ご家族の健康保険
(被扶養者)

の3種類があります。加入条件や保険料などを比較のうえ選択した健康保険にお手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ 都道府県支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険窓口	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ・退職日までに被保険者期間が 継続して2ヶ月以上あること ・退職日の翌日から20日以内に 手続すること(郵送の場合は必 着) 	お住まいの市区町村の国 民健康保険担当課にお問 い合わせください	ご家族が加入している健 康保険の扶養条件を満 たす必要がありますので、 ご家族の勤務先へお問 い合わせください

2

任意継続の保険料と国民健康保険の保険料はどちらが安いですか？

保険料の算出方法が異なります。**必ず双方の保険料を比較していただき、加入先をご検討ください。**

※国民健康保険の保険料はお住まいの市区町村の窓口でご確認ください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険
保険料の 算出方法	<p>退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて決定 ※標準報酬月額30万円が上限</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 退職時の 標準報酬月額 (※上限30万円) X お住まいの 都道府県保険料率 (改定の場合あり) = 保険料 </div> <p>保険料の減免制度はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職後は事業主分の負担が発生するため、退職時の2倍が目安となります。(上限額、加入先支部変更により一致しない場合があります。) ・40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は介護保険料が加わります。 	<p>前年の所得や世帯人数などに応じて 決定され、毎年見直しが行われます。</p> <p>保険料の減免制度があります。</p> <p>※保険料減免対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒産・解雇などにより離職した方 (特定受給資格者) ・雇止めなどにより離職された方 (特定理由離職者) <p>対象者は任意継続よりも保険料が安 くなる場合があります。</p>

※ご家族の健康保険(被扶養者)に加入した場合の保険料の負担は原則ありません。

3

任意継続で家族を扶養に入れたい場合に確認書類はありますか？

扶養家族になる条件を満たしていることを確認するために、**身分確認書類および生計維持関係の確認できる書類の提出が必要です。**ただし、在職時より引き続き扶養家族となる場合は、**身分関係の確認できる書類は省略可能です。**

なお、扶養家族の申し出を行う場合は申請書に**被扶養者のマイナンバーの記入が必要**ですので、記入漏れがないようにご注意ください。

詳しい添付書類は「**健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書 記入の手引き**」をご覧いただか、協会けんぽまでお問い合わせください。

4

任意継続の保険料はどのように納めるのですか？

①口座振替による毎月納付、②納付書による毎月納付、③納付書による前納納付
上記3種類からお選びいただけます。

※納付書による納付はコンビニエンスストア、ゆうちょ銀行・農協等の一部金融機関で納付可能ですが、詳細は納付書裏面に記載しておりますのでご参照ください。

①口座振替による毎月納付

- 毎月1日(土、日、祝日の場合は翌営業日)にご指定の口座から保険料を引き落としさせていただきます。
- 口座振替を希望された場合、保険証と納付書を送付する際に「口座振替依頼書」を同封いたしますので、別途お申込みください。
- 口座振替の開始までに、お申し込みから概ね2~3か月程度かかります。
- 手続き完了後、口座振替開始年月のご案内を送付いたしますので、開始年月前までは納付書にて納付してください。

②納付書による毎月納付

- 毎月初めに協会けんぽより納付書を送付いたしますので、10日(土、日、祝日の場合は翌営業日)までに納付してください。

※納付期限までに保険料を納付されなかった場合は、資格を喪失しますので、**納付書が当月の4日前**になても到着していない、**納付書を紛失した場合は早急に当支部までご連絡ください。**

③前納による納付(納付書のみ)

- 保険料は年度を単位として一定期間分(6か月分または12か月分)を一括して先に納付することができます。
- 保険料の割引があること、納付の手間が省けるほか、納め忘れを防ぐことができます。
- 年度途中で任意継続に加入された場合は、資格取得月の翌月分からの納付となります。

※前納の納付期限は資格取得月の末日(土、日、祝日の場合は翌営業日)となるため、加入手続きの時期によってはご希望に添えない場合があります。

5

任意継続の保険料はいつの分から納付が必要ですか？

任意継続の保険料は加入した月分から必要です。退職日の翌日(資格喪失日)より加入となり、加入が月の途中であっても1か月分の保険料を納めていただく必要があります。(日割り計算はありません)
また、お手続きの時期や、納付方法によっては、初回に複数月分の納付書を送付させていただきますので、**納付目的年月、納付期限をご確認のうえ、すべて納付していただくことになります。**

任意継続の保険証はいつ頃届きますか？

任意継続の保険証の発行までの流れは2パターンあります。※①、②どちらの流れでも結構です。

- ① 日本年金機構での「資格喪失届」の処理完了後に保険証の発行。
- ② 「任意継続資格取得申出書」を協会けんぽに提出する際に退職日の確認できる証明書を添付

1

資格取得申出書を退職日の翌日から20日以内に協会けんぽへ提出

ご本人

退職前の保険証を事業所に返却

事業所

被保険者資格喪失届を提出

年金事務所
(日本年金機構)

喪失届処理

協会けんぽ

退職日の翌日以降は保険証が使用できません。

提出が遅れると保険証の発行が遅れます。

任意継続の保険証と納付書の送付

目安として約3週間程度かかります。なお、事業所からの喪失届の提出が遅れた場合や、退職者の多い3月末の影響を受ける4月中については3週間以上かかる場合がございます。

2

資格取得申出書を退職日の翌日から20日以内に協会けんぽへ提出
※退職日の確認ができる証明書を添付

ご本人

退職前の保険証を事業所に返却

事業所

被保険者資格喪失届を提出

年金事務所
(日本年金機構)

協会けんぽ

退職日の翌日以降は保険証が使用できません。

保険証の発行に影響はありませんが、従来どおり提出が必要です。

任意継続の保険証と納付書の送付

添付書類により退職日を確認し、保険証の発行を行います。

書類不備がない場合、目安として1~2週間程度で保険証をお届けします。※繁忙期を除く

7

退職日の確認できる証明書にはどのようなものがありますか？

事業主が証明した退職証明書(写)、雇用保険被保険者離職票(写)、資格喪失届(写)

※上記以外でも資格喪失の事実が確認でき、事業主または公的機関の証明印が押されていれば証明書としていただけます。

《令和元年10月より手続方法が変更となりました！》

お勤めされていた事業所から日本年金機構に提出される「健康保険資格喪失届」の処理が完了後に任意継続の保険証を作成していましたが、退職日の確認できる証明書により、任意継続の保険証の作成が可能となりました。

8

任意継続の保険証が届く前に病院に行くときに証明書はありますか？

任意継続には保険証発行までの証明書はありません。

保険証の提示ができない場合は、一旦、医療費の全額を負担していただくことになりますが、後日協会けんぽへ①療養費支給申請書、②医療機関発行の領収書(原本)、③医療機関発行の傷病名の記載のある診療明細書を提出いただくことで、健康保険負担分(7~9割)の払い戻しが受けられます。また、保険証の到着後、医療機関の窓口で精算できる場合もありますので、受診される医療機関にご相談ください。

9

最後の給与から保険料が引かれていますが二重払いではありませんか？

多くの場合、給与で控除される保険料は前月分です。給与から引かれている保険料の詳細につきましては、お勤めされていた事業所にご確認ください。

10

どのような時に任意継続の資格を喪失しますか？

加入期間は最長で2年間ですが、次のいずれかに該当した場合のみ資格を喪失します。

1. 就職等により新たに健康保険被保険者となった場合
※保険料の納付が重複する場合、後日保険料をお返しすることとなります。
ただし、資格取得した月と資格喪失した月が同月の場合は、その月の保険料の納付が必要となりますので、加入月の保険料の還付はありません。
2. 保険料を納付期限までに納付しなかった場合
3. 被保険者の方が後期高齢者医療制度に加入した場合
4. 被保険者の方が死亡した場合

注意点①

「国民健康保険に加入」、「家族の健康保険の被扶養者として加入」という理由では任意継続の資格を喪失することはできません。

ただし、保険料を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日で資格を喪失しますので、その後は国民健康保険等に加入することになります。

注意点②

資格喪失日以降、保険証は使用できません。資格喪失日以降に保険証を使用(受診)した場合、医療費の保険負担分を全額返納していただくこととなります。

《お問い合わせ先》

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル
電話番号 0952-27-0613

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※土日祝祭日を除く

申請書は協会けんぽホームページから印刷可能です。



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ 佐賀

検索

